

諮問事件：

(1) 諮問番号：平成14年諮問第1号

事件名：国民年金保険料前払制度に係る外部情報の処理結果の不開示決定に関する件

(2) 諮問番号：平成14年諮問第2号

事件名：国民年金保険料前払制度に係る外部情報に関し厚生省に対して行った実地検査の結果等の不開示決定（不存在）に関する件

諮問日：平成14年1月28日

答申日：平成15年4月22日

答申書

第1 審査会の結論

1 平成14年諮問第1号関係

特定年月に会計検査院に提供された国民年金保険料前納制度に係る外部情報の処理結果（以下「1号対象文書」という。）に対する開示請求につき、不開示とした決定（以下「1号不開示決定」という。）は妥当である。

2 平成14年諮問第2号関係

特定年月に会計検査院に提供された国民年金保険料前納制度に係る外部情報に関し厚生省（当時。以下同じ。）に対して行った実地検査の結果等（以下「2号対象文書」という。）に対する開示請求（以下「2号開示請求」という。）につき、不存在を理由に不開示とした決定（以下「2号不開示決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条に基づく1号対象文書及び2号対象文書の開示請求に対し、平成13年9月11日付け130普第412号及び第413号により会計検査院事務総長が行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の各記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 不開示決定要因の認識錯誤

会計検査院に対する国民年金保険料前納制度に関する「瑕疵ある行政処分」についての情報提供について、会計検査院では、そこで指摘されている事柄は違法又は不当な措置とは考えられず、検査に活用を図るような事態ではないと判断したとして、1号不開示決定及び2号不開示決定が行われた。

しかし、この判断は、問題の本質をゆがめ、独善的なこじつけをしたに過ぎず、行政処分の瑕疵の原因追及を怠ったものといわざるを得ない。つまり、厳正に問題解明に取り組めば、このような「お粗末な判断」が生まれるはずがなかったのである。

(2) 重大な違法行為

国民年金保険料を一括前納している者が、保険料を二重払いさせられた上、保険料を分割払いしている者と年金給付額が同一になるのは、公序良俗に反するとともに、公平の理念にも反する。まさしく公益適合性を欠いた行政行為である。

会計検査院は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第34条により、行政行為の違法性、不当性を公益の見地から調査する責務を課せられている。とすれば、上記の内容について公益適合性を調査せず、違法性なしとするのは納得し難く、判断の誤りを認めて調査解明に踏み切るべきである。

(3) 被害の発生

本事案について見れば違法性があるから保険料前納者に前記(2)のような被害が生じたのであり、立法手続の瑕疵、国民年金制度発足当初からの前納制度が抱えた被害発生の蓋然性、給付と負担の公平及び保険料二重払い、について問題がある。

しかし、これらの問題点について、会計検査院がどのように判断をして、違法性はなく調査を実施しないとしたのか不明である。

1号不開示決定の理由によれば、1号対象文書に記載されている情報は会計検査院が実施する検査事項、内容、検査手法等に関する情報であるから、開示すれば厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるとされているが、その「厳正なる検査」が疑わしいから情報開示を求めたものである。

したがって、上記の理由は本末転倒した論旨であり、責任逃れの詭弁に過ぎない。

(4) 実地検査の必要性の判断

会計検査院は、検査の必要性は各方面からの情報、希望、要請を勘案

しつつ、専門的見地から判断するとしているが、本件に関しては、「専門的見地」は不要であり、国民の健全なる常識からして、問題は十分に明白である。

今や、年金問題、とりわけ、負担と給付の公正、公平は、国民の関心事でもある。したがって、会計検査院が専門的見地から下した「違法性なし」との判断及び検査不実施との決定について、国民の健全なる常識に基づき、会計検査院情報公開審査会において審議を尽くし、「処分取消」が得られることを願っている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 平成14年諮問第1号関係

(1) 外部情報

ア 外部情報の意義

会計検査院では、検査の実施に当たって、外部から検査対象機関の会計経理等に関する情報の提供を受けることがある。会計検査院では、これらの情報を「外部情報」と呼び、検査実施の端緒となることからこれを有効に活用することとしている。

この外部情報に関しては、平成12年末までは、「投書に関する事務処理要領」(昭和55年6月2日会計検査院事務総長制定。以下「事務処理要領」という。)等による取扱いが行われていた。

その後、13年3月に「外部情報取扱要領」(平成13年3月1日会計検査院事務総長制定。以下「取扱要領」という。)が制定され、13年1月以降に提供された外部情報については、すべて取扱要領に従って取り扱い、活用を図ることとしている。

イ 外部情報の活用手順

外部情報は、その対象となっている事項、内容の具体性の程度が均一ではなく、その活用の方法も、情報の内容に応じて異なることから、会計検査院では、これらを取扱要領に従って次のように活用することとしている。

外部情報は、すべて事務総長官房総務課渉外広報室に送付される。同室では、検査対象機関の会計経理と全く関係を持たないなど明らかに会計検査院の検査対象とならないものを「分類」に、それ以外のものを「分類」に分類し、さらに、「分類」に係るもののうち、内容に具体性があり、疑義を特定していることなどの要件に該当するものを「 - A 」に、それ以外のものを「 - B 」に分類するなどした後、当該外部情報に係る事項の検査を所掌している担

当課（以下「担当課」という。）に送付する。

担当課では、「分類」とされたものについては、その内容、今後の実地検査予定等を十分に勘案した上、その活用の方針（以下「活用方針」という。）を決定して「外部情報の活用状況調書」を作成し、担当局長の決裁を得る。

決裁後は、速やかに活用方針に沿って適切に活用し、活用が完了した場合には、その結果を上記活用状況調書に記入し、局長に報告する。

「分類」とされたものについては、担当課の課長の判断により、適宜、上記活用状況調書に準じた書式によりその活用方針を定めて課内供覧等を行う。

なお、取扱要領の制定前は、検査の参考となる情報以外の情報については特に取扱いが定められておらず、一般的には担当課内において回覧される取扱いとなっていた。また、この外、外部情報の分類の名称が異なっているなどの差異があるが、外部情報の取扱いに関する考え方が現在と異なっているわけではない。

ウ 外部情報の取扱い

会計検査の実施に当たっては、組織ぐるみで行われている不正経理のように外部情報の提供がなければ事態の解明がほとんど不可能な場合があるほか、提供された外部情報が検査の端緒となる場合もあり、外部情報は重要なものとなっている。

また、「 - B 」又は「分類」と分類する場合であっても、前者については、その後の検査の結果により「 - A 」に分類され直す可能性があるし、後者についても、会計検査における新たな着眼点となる可能性があることから、会計検査院としてそのような情報を軽視しているものではない。

このような外部情報の重要性にかんがみ、会計検査院では、分類の如何にかかわらずその活用を図ることとし、活用等に当たっては、情報の内容のみならず、当該情報の有無等を含め、秘密の保持に徹底を期することとしている。

このような取扱いは、情報提供者が不利益を被ったり、検査の遂行に支障が生じたりすることがないようにするためのものであり、これを敷えんして述べると次のとおりである。

内部告発に該当するとみられる情報が提供される場合は少なくない。このような情報提供のあったことが情報提供者の属する組織に

明らかになると、それが匿名で行われた場合であっても、当該組織による「犯人探し」がかなり高い確率で行われ、情報提供者が心理的に厳しい状況に陥るのはもちろんのこと、その周囲の者にとっても人間関係のあつれきが生じるなど、平穏な職場環境が害される可能性がある。

したがって、情報提供者等に上記のような不利益をいささかも生じさせないように、情報提供に関する秘密の保持を徹底する必要がある。

のような内部告発に該当する場合はもとより、それ以外の場合であっても、情報提供の存在又はその内容が明らかになる場合には、情報提供者又は情報提供を行おうとする者の会計検査院に対する信頼が損なわれることとなるから、以後、会計検査院に対する情報提供が行われなくなるおそれがある。このような場合、特に内部告発がなければ事態の解明がほとんど又は全く不可能な事態を、検査により解明することができなくなるなど、会計検査院の厳正かつ円滑な検査の実施に支障が生じることとなる。

内部告発に限らず、一般に、外部情報の存在及び内容が明らかになると、会計検査院がどのような事項について、どのような手法で、どのような内容の検査を行うかが検査対象機関に明らかになる。そして、このような場合、検査の実施に当たって対象文書等の隠ぺい、改ざんや廃棄が行われることなどにより、正確な事実の把握が困難となったり、その発見が困難になったりするおそれがあるから、会計検査院の厳正かつ円滑な検査の実施に支障が生じることとなる。

このような事情は、提供された情報に係る検査を行う場合はもとより、後にこれと同様の観点から検査を実施する場合においても同様である。

会計検査院としては、上記のように検査に支障が生じる事態はいかにしても避けるべきものであり、情報提供に関する秘密の保持を徹底しなければならないと考えている。

(2) 1号不開示決定における不開示情報の内容・性質

1号対象文書は、国民年金保険料前納制度に関する外部情報の処理結果に関する文書であり、取扱要領に即して言えば、「外部情報の活用状況調書」又は同調書に準じた書式による書面がこれに該当する（以下、両者を併せて単に「活用状況調書」という。）。

この活用状況調書には、 外部情報の概要、 外部情報の活用方針及

び 活用結果が記載されることとなっている。

このうち、「外部情報の活用方針」としては、当該外部情報が会計検査に当たって有効な情報か否か、有効な情報と判断される場合には、どのように事実関係を調査するかなどの外部情報に係る会計検査の方針等が記載される。

また、「活用結果」としては、上記の活用方針に基づいて実施した検査に関し、具体的な検査内容、検査の結果判明した事態及び今後の処理方針が記載される。すなわち、検査の対象とした事項、検査の観点、検査の結果判明した事態、さらに、決算検査報告への掲記に向けた手続を採るのか否かを含めた対処方針などが記載される。

このように、活用状況調書には、活用方針及び活用結果が記載されていることから、検査過程における情報を記載した文書であるといえることができる。また、活用結果が記載されていることから、最終的な検査官会議の議決を経ていない検査結果等に関する情報であり、会計検査院内部の検討過程における文書であるといえることができる。

(3) 不開示決定の理由

ア 検査過程における情報であること

活用状況調書は、前記(2)のとおり、外部情報の概要及び活用方針が記載されることとなっており、会計検査院における検査過程における情報を記載した文書である。

このため、活用状況調書については、前記(1)ウのとおり、外部情報そのものの取扱いと同様に秘密の保持に徹底を期する必要があるものであり、これに記載された情報が開示された場合には、前記(1)ウ及びの支障と同様の支障が生じるおそれがある。

このようなおそれは、いずれも、会計検査院の「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第5条第6号イ)に該当するとともに、「その他当該事務」の「性質上」、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(法第5条第6号柱書き)に該当するものである。

イ 最終的な検査官会議の議決を経ていない検査の結果等に関する情報であること

会計検査院では、検査結果等を決算検査報告に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては、検査官会議の議決を経なければならないという会計検査院法の趣旨を踏まえ、また、我

が国の予算編成・予算執行に与える影響の大きさなどにかんがみ、慎重の上にも慎重を期することとし、次のような取扱いを行っている。

すなわち、会計検査院では、同院内部に、検査の結果等に対する周到かつ慎重な審理・判断の手續（以下「審理・判断過程」という。）を定めており、検査の結果等のうち、当該審理・判断過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもののみを決算検査報告に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表することとしている。

他方、会計検査院では、上記のような取扱いの手續的意義を失わないよう、当該審理・判断過程を経て最終的な検査官会議の議決を経ていない検査の結果等に関する情報については、一切不公表とする取扱いをしている。

活用状況調書には外部情報の活用結果が記載されているが、これは、会計検査が終了して間もない段階における未成熟な情報であり、会計検査院内部における所定の審理・判断過程を経ていないものである。

したがって、これが公表された場合には、以下のような支障を生じることがある。

会計検査院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、検査結果の処理方針の決定に当たっての自由で率直な質疑応答などに支障を生じさせ、厳正な検査の実施に関する中立的立場からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を生じさせるおそれがある。

また、活用状況調書における「検査結果の処理方針」に記載された検査事項、検査内容等に関する情報が開示され、外部に公表された場合には、当該情報が会計検査院の最終的な判断であるかのように誤解されるおそれがある。

そして、これらの情報は、「国の機関」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、上記のようなおそれは、公にすることにより、会計検査院内部における検査結果に対する検討過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（法第5条第5号）に該当する。また、上記のようなおそれは、公にすることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（同号）に該当するものである。

さらに、活用状況調書に記載されている情報が、前記のとおり法第5条第5号に該当するということは、その開示が会計検査院の検査又は検査結果に対する審理・判断に関する事務に支障を及ぼすものであ

るということでもある。したがって、そのような情報は、それ自体として法第5条第5号に該当するほか、同号に該当する不開示情報であることにより、同時に、法第5条第6号にも該当することとなり、不開示情報となるものである。

なお、1号対象文書に記載された情報が、それ自体として法第5条第5号に該当することについては、1号不開示決定における不開示理由としていないが、その後の検討により該当するものと認められたので、不開示理由に追加するものである。

(4) まとめ

以上のとおり、外部情報の処理結果に関する文書に記載された情報は法に定める不開示情報に該当し不開示とすべきものであるから、1号不開示決定は適切なものであると認められる。

2 平成14年諮問第2号関係

(1) 2号対象文書の不存在に関する事情等

2号不開示決定は、会計検査院では2号対象文書を保有しておらず、存在しないとして不開示決定を行ったものである。

2号開示請求は、国民年金保険料前納制度について、特定年月に会計検査院に提供された外部情報（以下「本件外部情報」という。）に関するものである。本件外部情報の概要及びこれに対する会計検査院の対応は以下のとおりである。

ア 本件外部情報の概要

本件外部情報は、その内容及びそれに関連する各種の資料に照らすと、以下のような国民年金法（昭和34年法律第141号）等の改正に伴う国民年金保険料前納制度の変更に関して検査を求めたものであると認められる。

すなわち、国民年金保険料は、かつては、将来のすべての保険料をまとめて前納することが認められていた。

その後、年金水準の引上げ等に伴い、保険料も引き上げられることとなったことから、昭和40年代に行われた数次の法改正では、保険料を前納した者について、次のように取り扱うこととされた。すなわち、初期の改正では、引上げ後の保険料と納付した保険料との差額を納付した場合には、引上げ後の水準の年金を給付するとともに、差額の納付がない場合でも、老齢年金等の資格期間を算定する場合には、保険料の納付があったものとして取り扱うこととされた。また、その後の改正では、前納された保険料を引上げ後の保険料に順次充当する

こととされ、この処理を行った結果、更に保険料を納付すべき期間が生じた場合には、当該期間分の保険料を追加納付する必要がある（ただし、追加納付が行われなかった場合でも、その期間は保険料免除期間とみなされ、年金の受給権は確保される。）ものとされた。

この結果、以前に保険料を全期間一括して前納していた者について、その後の保険料の引上げ及び年金の制度改正に伴い、保険料の追加納付を行わなければならないケースが生じた。

イ 会計検査院の対応

会計検査院では、本件に関する情報提供があった時点において法改正から既に長期間が経過していたことや、法改正の内容及び経緯などから、本件に関しては違法又は不当な措置に該当するものとは認め難く、これらの外部情報を端緒としては厚生省に対する実地検査を行わないこととした。

(2) 2号不開示決定の妥当性

上記のとおり、会計検査院では、本件外部情報を端緒として厚生省に対する実地検査を行っていないのであるから、「実地検査の結果」を記載した文書は存在せず、また、当然、これに対する厚生省からの回答も存在しない。

したがって、処分庁が2号対象文書を保有していないとしたのは相当であり、不開示決定を行ったのは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成14年	1月28日	諮問書の收受
同年	4月9日	諮問書の添付書類（追加分）を收受
同年	4月30日	諮問庁から意見書を收受
同年	5月20日	審査請求人から意見書を收受
同年	8月9日	諮問庁の職員（会計検査院第2局上席調査官（年金担当）ほか）からの口頭説明の聴取、1号対象文書の見分及び審議
同年	9月4日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	11月29日	審議
同年	12月20日	審議
15年	1月24日	審議
同年	2月20日	諮問庁から追加意見書を收受
同年	2月24日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総

務課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議

同年 3月19日 審議

同年 4月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 平成14年諮問第1号関係

(1) 1号対象文書について

ア 外部情報の処理手順等について

平成13年3月に現行の取扱要領が制定され、同年1月に遡って適用される前は、外部情報は、事務処理要領等に基づいて取り扱われており、その処理の手順等はおおむね以下のとおりであったと認められる。

提供された外部情報のうち、その内容が検査の参考となるものは、これを「投書」として取り扱い、事務総長官房総務課において受け付け、担当課に送付する。

担当課では、この送付を受けたときは、「投書の処理状況調書」(以下「処理状況調書」という。)に必要事項を記入するとともに、その処理方針を決定し、担当局長の決裁を得る。

担当課では、遅滞なく、この処理方針に従って処理を行う。そして、処理方針に基づいて会計検査を実施するなどして処理が完結した場合には、その結果を処理状況調書に記入するとともに、毎月の報告の際に局長の決裁を経て、最終的には事務総長にまで報告する。

ただし、提供された外部情報について、検査の参考となる程度が比較的軽微であったり、内容が不明確であったりする場合などは、これを「参考」扱いとすることができ、この場合は、上記に準じて受付、送付をした後、担当課では、担当局長まで供覧のうえ、これを保存する。

また、これら以外の外部情報については、事務処理要領の適用がなく、当時、特にその取扱方法は定められていなかったが、担当課内で回覧する扱いが一般に行われていたと認められる。

イ 1号対象文書について

会計検査院に提供された外部情報の処理手順等は、上記のとおりであるから、本件外部情報が「投書」として扱われていた場合には、これについて作成された処理状況調書が、「参考」として扱われていた

場合には、これを担当局長まで供覧する際に作成された文書が、又は、本件外部情報がこれら以外のものとして扱われていた場合には、これを担当課内において回覧するなどの際に作成された文書が、それぞれ1号対象文書に該当することになる。

(2) 不開示情報該当性

ア 1号対象文書の記載内容

1号対象文書の記載内容は、当審査会が当該文書を見分して調査したところによれば、整理番号、決裁又は回覧に供した年月日のほか、本件外部情報の件名、概要、処理方針等である。

イ 不開示情報該当性

このような1号対象文書の記載内容からは、本件外部情報において対象とされている特定の事項、本件外部情報が提供された時期、他の外部情報との関連、本件外部情報に対する会計検査院の評価・関心等の度合いを読みとり、又は推知することができる。

そして、特定事項に関する外部情報が提供されたことが公になることによって、その内容や時期、他の外部情報との関連等から情報提供者の特定が可能となる場合があり、また、特定されるには至らない場合であっても、当該外部情報の対象となっている検査対象機関や情報提供者の属する組織などにおいて、情報提供者の探索が行われることが考えられる。このため、情報提供者が心理的に厳しい状況に陥ったり、その周囲の者を含め、平穏な職場環境が害されたりすることが十分想定される。

上記のような事態は、通常、情報提供者又は情報提供を行おうとする者にとって非常に不利益となるものであり、このような事態が生じれば、会計検査院に対する信頼は損なわれ、以後、当該情報提供者のみならず、他の者からも会計検査院に対する情報提供が行われなくなる事態が生じるおそれがあると認められる。

会計検査の実施に当たっては、組織ぐるみで行われる不正経理のように内部告発による情報提供によらなければ説明が困難な事態があるほか、提供された外部情報が検査の端緒や参考となる場合もあり、外部情報は、厳正な検査の実施に重要なものとなっていて、会計検査院では、従来から、事務処理要領や取扱要領を定めて、これに沿って外部情報を活用してきていることが認められる。

このように、外部情報は会計検査院が検査の端緒や参考となる情報を入手する有力な手段になっていると認められるが、上記のような事

態が生じるとこれを失うことになり、外部情報を活用するなどして行っている検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、特定の事項について外部情報が提供されたことが公になったり、これに対する会計検査院の評価・関心の度合いが明らかになったりすると、検査対象機関において当該事項について会計検査院の検査が行われることを予測し、関係資料等の隠ぺい、改ざんや廃棄を行うなど、当該事態及び他の同種の事態について検査対策を講じることを容易にしてしまうおそれがある。

以上のことから、1号対象文書に記載された情報は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」及び同号柱書きに規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められるので、法第5条第5号該当性について判断するまでもなく、法に定める不開示情報に該当するものと認められる。

(3) 1号不開示決定の妥当性

以上のことから、1号対象文書につき諮問庁が不開示とした1号不開示決定は妥当であると判断した。

なお、外部情報については、前記のように、その内容等を公にすることによって、情報提供者に直接又は間接に不利益が及ぶおそれがある。このため、情報提供者を推知することにつながる情報が公にされないよう極めて慎重な配慮が必要であり、現に、取扱要領では、「情報の有無、情報の内容等について秘密の保持に徹底を期する」ものとしている。また、外部情報に関連して探索的に開示請求がなされた場合など、開示請求の仕方、開示請求における外部情報の内容の特定の度合いなどによっては、請求に係る文書の存在を明らかにするだけで、当該外部情報の提供者が推知される場合なども考えられる。したがって、そのような場合は、法第8条に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することも検討されるべきである。

2 平成14年諮問第2号関係

(1) 2号対象文書について

2号開示請求は、本件外部情報に基づいて会計検査院が実施した検査の結果及びこれに対する厚生省の回答を記載した文書を対象として行われたものである。

(2) 2号対象文書の不存在について

諮問庁は、会計検査院において本件外部情報及びこれに関連する外部情報について検討した結果、これらの外部情報において取り上げている法改正が行われた時期から既に長期間が経過していたことや、法改正の内容及び経緯などから、本件は違法又は不当な措置に該当するものとは認め難く、これらの外部情報を端緒としては厚生省に対する実地検査を行わないこととしたとしている。そして、諮問庁は、このように、会計検査院では、本件外部情報を端緒とした厚生省に対する実地検査を行っておらず、「実地検査の結果」を記載した文書及びこれに対する厚生省からの回答も存在しないとしている。

当審査会において1号対象文書を見分するなどして、本件外部情報の処理方針等を調査したところ、上記のような諮問庁の説明に特段不自然な点は認められず、会計検査院では2号対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は十分納得することができる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

2号対象文書の不存在については、(2)で述べたとおりであるが、審査請求人は、会計検査院における2号対象文書の存在を主張しているというよりも、むしろ、会計検査院において会計検査を実施した上、2号開示請求に対応すべきであると主張していることがうかがわれる。

法第3条は、行政機関の長に対する開示請求の対象を「当該行政機関が保有する行政文書」とし、行政機関が保有する行政文書について開示請求に対応すべきことを明確にするとともに、法第9条第2項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書を保有していないときは「開示をしない旨の決定」をすべきこととしている。

したがって、会計検査院は、開示請求に係る手続において、開示請求に係る行政文書を保有していない場合に、改めて会計検査を行うなどで同文書を作成、取得等した上で開示決定を行う必要はないものである。

(4) 2号不開示決定の妥当性

以上のことから、2号対象文書が会計検査院において存在すると認める理由はないので、不存在を理由とした2号不開示決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開審査会

委員 碓井 光明

委員 隅田 一豊

委員 五代利矢子